

## 第 40 回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成 25 年 1 月 24 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
- (2) 場 所 本庁舎 2 階 第一特別委員会室
- (3) 出席者

#### ア 委 員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 菅野晴隆 齋藤玲子 橘あすか  
芳賀一英 藤田一巳

#### イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹  
技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹 営繕課主幹 農林総務課主幹  
入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課課長補佐  
県北農林事務所農村整備部長 県北農林事務所主幹兼副部長  
会津若松建設事務所主幹兼事業部長 会津若松建設事務所道路課長  
相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長 いわき建設事務所主幹兼復旧・復興部長

### (4) 次 第

- 1 開会
- 2 議事

#### (1) 報告事項

- ア 県発注工事等の入札等結果について(平成 24 年度上半期分)
- イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について  
(平成 24 年 7 月～11 月分)
- ウ 下請 110 番について
- エ その他の報告事項について

#### (2) 審議事項

抽出案件について

#### (3) 各委員の意見交換

#### (4) その他

建設関係団体等からの意見・要望内容等に対する回答について  
応札者数分布図及び応札者分布比率図について

### 3 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

ただいまから、「第 40 回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

なお、安齋委員におかれましては、所用のため、1 時間程度遅れて到着される予定でございま

す。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長よろしくお願ひいたします。

**【伊藤委員長】**

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思ひます。

本日は、報告事項が4件、審議事項が1件、合計5件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

**【伊藤委員長】**

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、報告事項「ア 県発注工事等の入札等結果について（平成24年度上半期分）」についてですが、事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料1により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願ひいたします。よろしいですか。それでは、続きまして、報告事項「イ 入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（平成24年7月～11月分）」ですが、事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料2により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願ひいたします。

**【影山委員】**

県の入札資格制限ということになるかと思ひますが、市町村レベルまで波及するのかどうか教えていただきたい。

**【入札監理課長】**

本県の入札参加資格制限措置要綱上、県発注工事にとどまらず、一般工事ということで、国、市町村発注工事、さらには民間の工事においても、一定の要件に該当するような粗雑工事でありますとか、工事関係者事故につきましても資格制限の対象とすることができることになっておりますので、その規定を受けて、ただいま御報告したような資格制限措置を県として行ったところではございますが、その前段として当然発注元であります市町村においても、こういう事件を受けて、その市町村の措置要綱に基づいて資格制限を行っているような状況でございます。それぞれ別個に要件が定められておりますので、別々に行っているということでございます。

**【影山委員】**

県が入札参加資格制限の期間を定めると、市町村はそれを追って新たなペナルティの期間を設けることになるのでしょうか。

**【入札監理課長】**

それぞれ個別に行っておりまして、それを追ってというよりも、市町村は市町村の独自の判断として市町村発注工事において一定の入札に参加できない期間を設定しているということです。

**【伊藤委員長】**

各市町村が自分の自治体が発注したものについては、当然処分の対象になる。ところが、県が発注したものについても、一定の要件を満たしたものについては、例えば、市の入札停止の期間に含める。それは、順番的には県の処分を待つということになるのですか。

**【入札監理課長】**

必ずしも順番を待つということではなくて、それぞれ独自にということになります。それぞれの発注工事における資格制限期間なので、当然期間として重複することもございますが、重複した部分については、県、更には資格制限を行った市町村が発注する工事に参加できないということです。極端な例で言いますと、市町村が先行して資格制限をかけて、その資格制限期間が終わった後も県の資格制限期間が続いているというようなケースはございますが、その県の資格制限期間が続いている間は、当然、県工事の受注はできませんが、市町村の資格制限期間が途切れた後は、市町村の発注工事は受注できることになっております。

**【伊藤委員長】**

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に報告事項「ウ 下請 1 1 0 番について」ですが、事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料 3 により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。

**【影山委員】**

久しぶりに福島県の元請・下請関係適正化指導要綱を見させていただいたのですが、問題になったのは、額面的には 3 5 0 万円であり、5 0 0 万円以下でした。5 0 0 万円以下では、下請通知書の提出が免除されているということがあるのですが、額面 5 0 0 万円が本当に適切なのかどうかという問題意識は持たれたのか、持たれなかったのか、教えていただきたい。

**【入札監理課長】**

本県の元下適正化指導要綱については、国の元下関係の適正化に係る制度設計を踏まえて同様なスキームとさせていただいております。その理由としては、国と同様な内容の報告以上の報告を求めることによって業者に対する負担が増すという懸念も一部ございましたところから、金額の部分については、請負金額が 5 0 0 万円以上の工事についての報告という形で当時整理させていただいたところであり、現在もそのような形で運用を継続しているという状況でございます。

**【影山委員】**

国の運用を適用させているということで、問題意識は持たれていないということですか。

**【入札監理課長】**

問題意識を全く持っていないわけではございませんが、運用上は現時点でそのように整理させていただいているところでございます。

**【伊藤委員長】**

他いかがでしょうか。

**【橘委員】**

1 の通報の概要のところ、平成 2 3 年の 2 件の県発注工事でこの 3 つの案件が出てきたということですが、各々の工事が①、②、③のどれに当たるのかというところは、どのようになっている

のでしょうか。全く別の事業者なのでしょうか。

【入札監理課長】

この2件の工事は、それぞれ元請・下請がいずれも同じ業者で、通報の概要欄に一部支払われていないと記載した金額は、その2件の工事を合わせた金額でございます。

【伊藤委員長】

元請と下請との関係で二つの工事の契約があって、下請側から言わせれば、トータルでこれだけのお金が支払われていなかったということです。

【橋委員】

元請も下請も同じ業者ですか。

【入札監理課長】

同一業者でした。

【伊藤委員長】

一つの工事と見なして、このように書かれたということですね。実際には、ほとんど同一の工事と見なして良いようなものですか。

【入札監理課長】

工事内容としましては、道路橋りょう整備工事等の同じような工種でございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【菅野委員】

もともと追加工事ではない工事で自前の資材で行っていると思っていたという元請の認識に関して、実際、そのようなことを下請はどのように答えていたのかということと、今回のももとの追加工事前の部分についてのリースに関して元請に伝えていたのかどうかということをお教えいただきたい。

【入札監理課長】

まず、元請側としましては、今回の対象工事において、資材としてリース資材が使われているということは承知しておりませんでした。また、下請におきまして、今回の工事において、これまでは自前の資材を使っていたわけですが、リースの資材を使うということについて、元請に事前に協議をして了解を得たという経緯はございませんでした。

【菅野委員】

対応結果のところの追加リース代のみならず、全体がリースであることそのものを伝えていなかったということですか。

【入札監理課長】

そのような状況です。

【菅野委員】

そのようなことであるとすれば、指導内容として、書面による協議等を行うよう指導する前のもとの書面、合意内容に関する書面についてもしっかりとの方が良いということもアドバイスされた方がよろしいと思います。アドバイスされて書いていないだけかも知れませんが、そのように思います。

【入札監理課長】

こちらの指導内容には、今、菅野委員から御指摘いただいた部分までは明記しておりませんでし

たが、調査の中では、当然の事ながら、事前に元請にそういう部分については了解を得るということも含めて指導はさせていただいております。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【影山委員】

下請110番ですが、私の記憶だと平成22年・23年度については是正勧告をしたという件数はゼロと聞き及んでいたところですが、この案件については、23年度発注工事で24年に発覚しております。そうすると、これは、是正勧告扱いになる事案なのか。また、件数のカウントは、どの年度に入るか教えていただきたい。

【入札監理課長】

下請110番につきましては、確かに御指摘ありましたとおり、平成20年3月1日から設置された窓口ですが、これまで事案としては、報告事案はございませんでした。カウント年数としては、今回、23年度の発注工事における事案ということでありましたが、通報されたのが平成24年8月9日ですから、24年度の対応案件という形で整理させていただきたいと考えてございます。

【影山委員】

この制度が果たして適切に中身が伴って下請の駆け込み寺になっているのかどうか。また、制度をもう少し別な視点から検討する余地があるのかどうか。その辺の考えがあるのかどうか、お聞かせ願います。

【入札監理課長】

過去、平成21年当時におきましても、そのような連絡は一旦届いたものの、その後、元請と下請双方の間において話し合いが持たれて最終的には報告での是正ということにまで至らず、結果的に下請が自主的に報告を取り下げたような経緯も一部あったことを聞いております。駆け込み寺になっているかという部分については、確かに運用上、我々としても、もうちょっと下請が積極的に110番に通報できるような環境整備が必要ではないかと考えてございます。今後の対応としましては、昨年度から当入札制度等監視委員会においても、元請・下請関係の適正化を重点課題という形で取り組んでいただいております。現実には昨年度から下請状況実地調査にも取り組ませていただいております。今年度も実地に赴いて調査をしている段階ですので、その中で特に下請からその辺に関する御意見・御要望等も率直にお聞きする中で、具体的にどのような改善・対応策が可能なのかも含めて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えてございます。

【伊藤委員長】

20年3月に設置されて、この案件が初めての案件ということになるわけですね。

【入札監理課長】

公式に当委員会で下請110番の報告事案として報告させていただくのは、この案件が第1号になります。

【伊藤委員長】

それまでに相談はあったけれども、その前の段階で、ある程度処理できたということがいくつかあったということですか。

【入札監理課長】

いくつかではなくて、私が把握しておりますのは、平成21年度に1件あったということは把握しております。

**【伊藤委員長】**

ここに報告するまでもなく、処理できてしまったということですか。

**【入札監理課長】**

それは、通報された下請が自主的にその通報を取り下げるという経緯があったようでございます。

**【伊藤委員長】**

今、影山委員がおっしゃったことですけれども、元請・下請の力関係というのか、今後の問題があってなかなか下請の立場が弱いので、こういうところに通報しにくい、そういうような仕組みになっている可能性もありますよね。余程のことがあれば、もちろんこういうのも使うのでしょうか。

**【影山委員】**

公共事業で元請・下請の関係で話を聞くと、下請が指値とか、買ったたかれるとか、そういうような話をよく聞かされるのですが、そうすると、これが本当に機能するのかなという問題意識を持たざるを得ないのですが。

**【伊藤委員長】**

こういうところに通報しても、その後の企業間の関係に影響がなければ良いのですけれども、そういうことを考慮すると、なかなかこういう機関は使いにくいという現状がたぶんあるのでしょうか。こういうものが存在すること自体は悪いことではないのですけれども、それを今後どう活かしていけるのかなというのは検討課題なのかなと思います。

**【入札監理課長】**

補足させていただきますと、資料3の一番下にも明記しておりますが、今回の事案におきましては、最終的に双方納得のいく形での支払いが行われたということもありまして、今後とも業者間の取引を継続していくという方向性も明確に両者確認したという案件でございました。

**【菅野委員】**

今の点、非常に評価できるのかなと思ひまして、今後の検討課題の中で、こういう通報をすれば場合によってはこういう解決で上手くいくこともあるし、円満にその後の関係が続いていくことがあるというようなことを公表して、使いやすいようにお知らせするようなことも考えて良いのかなと思ひました。

**【入札監理課長】**

そういったお話も踏まえて、今後いろいろと改善策等も含めて検討は継続したいと思ひますが、ただ、下請110番自体は、そもそも民事的な紛争解決の仲介等を目的とした窓口ではないということでありまして、具体的に当事者の方々が民事的な紛争解決を求める場合におきましては、紛争審査会といった別な機関がございますので、一定程度の限界があるということをおきの調査に当たりましては、あくまで支払いの問題については民の立場における解決であり、業者間での話し合いを持ってくださいと促す措置にとどまるという限界があるということも御承知置きいただければと思ひます。

**【伊藤委員長】**

本当の意味での調停する機関ではないですね。

**【入札監理課長】**

そうではございません。

【菅野委員】

そういうことも含めて、方法論の中で活かしてもらおう。私たちもそういう意識は持っています。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【齋藤委員】

今おっしゃった紛争審査会は、どこに設置されているのですか。県には関係のない第三機関ということですか。

【建設産業室長】

今の御質問ですけれども、建設工事紛争審査会は、建設業法の定めにより設置されている審査会です。国においては、中央建設工事紛争審査会が大臣許可を持って他県に及ぶ場合の審査機関として設置されておりまして、知事許可の場合の紛争審査については、福島県建設工事紛争審査会が行っております。随時、相談を受け付けている状況でございます。

【齋藤委員】

独立機関であるということですか。

【建設産業室長】

事務局につきましては、建設産業室でっております。準司法的機関という扱いになります。委員の方14名をお願いして、設置して行っております。

【齋藤委員】

下請110番は今回初めてであるけれども、建設工事紛争審査会には、現在も何件か継続しているものがあるということですか。

【建設産業室長】

22年度につきましては、21年度の案件を含めて4件、仲裁としては2件。23年度につきましては、斡旋1件、仲裁1件という状況で今進めております。

【齋藤委員】

こちらの方が下請110番よりは件数が多い。だから、そちらの方が活用されているということになるのでしょうか。

【菅野委員】

私、そちらも関わっております。準司法的機能を営んでいますので、例えば、両者が仲裁合意をして臨むということになりますと、仲裁の審査会の判断に対して裁判所でも争えないという効力が生ずるような強い効力があります。準司法的機能と先程おっしゃったのは、そういうことも含めて、非常に解決機能という意味で言うと本当に現実的なものなので、利用はその分されているということになると思います。

【伊藤委員長】

下請110番に来たものについて、当然、こういう制度がありますということをお知らせすることもあり得るわけですね。

【入札監理課長】

ございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に報告事項「エ その他の報告事項について」ですが、事務局から説明をお願いし

ます。

【入札監理課長】

(資料4により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。

【齋藤委員】

特にこの2番が、専門の方が関わっていて650万円を65万円と誤認するというのはちょっと信じられないのですけれども、個々の案件というよりも、そもそもシステム自体に問題があるのではないのでしょうか。それについては、どのようにお考えになっているのでしょうか。

【入札監理課長】

システムというよりは、事案の概要にも明記させていただきましたが、1回目と2回目が予定価格超過で不落になったので、3回目で65万円という予定価格を下回る札が入ったと担当者が思い込んでしまった。なおかつ、業者も65万円というつもりで誤って見積書に一桁多く〇(丸)を入れてしまったのではないか、という背景があるとは思われますが、ただ、こういう事務については複数職員でチェックをしているので、その段階で一桁の誤りに気づくべきであったと思います。目で見て確認しておりますので、どうしても人的に、その辺のミスを見逃してしまったということでした。

【伊藤委員長】

当然、こういうのはコンピューターを使っている処理する部分があると思うのですけれども、皆が65万円だと思っているから、インプットするときも65万円でインプットしてしまったということになるわけですか。650万円とインプットするとはねられるというシステムになっているのかどうか。それとも、そういったコンピューターのシステムは使われていないのですか。

【入札監理課長】

こちらは随意契約における見積合わせですので、インプットではなくて、その場において見積書を紙ベースで提示し、金額を確認して、予定価格を下回り最低制限価格を超える最安値の方を相手方として選定するという流れになります。

【伊藤委員長】

何らかの形で、コンピューターのシステムにこういう金額を入れるという段階はないのですか。全部紙ベースで終わってしまうのですか。

【入札監理課長】

コンピューターにインプットする段階というのは、県として支出負担行為を財務会計システムで整理するときには、財務会計オンラインシステムにインプットするという手順が出てまいりますので、その段階でなぜ一桁誤りに気づかなかったのかという部分は、当然、我々としてもその段階で気づくべきだったと思います。

【伊藤委員長】

予定価格79万4850円のもの、650万円で見積を出したわけです。その書類がそのまま使われていれば650万円だけでも、そうではなくて、65万円だと両方とも思い込んでしまっている、財務会計のシステムに入れるときも、当然、65万円ということになってしまった。最後のところで、出納のところで、それが判明した。

【入札監理課長】



そういうことでございます。

【齋藤委員】

今、委員長がおっしゃったように、決まってからインプットするのではなくて、その前段階でミスを見出すようなコンピューターを入れたシステムを導入するとか、何らかのお考えというのはないのでしょうか。人間は確かに間違えます。二人でやっても間違えるわけですから。

【入札監理課長】

インプットする段階で見積書に沿って正しく額を入れておけば650万というインプットになるはずだったので、その段階でおかしいと気づくべきであったにもかかわらず、最初からそういった思い込みがあって一桁そこでも誤って認識してしまったということなので、結局システムを使ってそういうミスを防ぐような措置をとるに際しても、インプット者自身が誤認して入れてしまえば、その段階では防止しきれないという思いはございます。

【齋藤委員】

人間がアナログでやるのではなくて、こういうのはロボットか何かがやって、これは絶対間違っているというような、1か0か判断できるようなシステムが何かありそうな気がするのですけれども、どうなのでしょう。

【入札監理課長】

これはアナログ式の紙ベースでの見積合わせということではございましたが、本県で既に行っております電子入札システムですと、入札金額をシステム上インプットして、それが機械的に金額の多い少ないということですか、予定価格、最低制限価格との比較も機械的にチェックできるシステムはありますので、そういうシステムを活用する対象範囲を広げていくことによって、ある程度機械的な部分で人為的なミスをチェックして防止できるという措置を講じることは可能ではないかと思えます。

【齋藤委員】

是非お願いしたいと思えます。これをやる担当者の方にとっても、それこそストレスなのではないでしょうか。

【伊藤委員長】

何らかの形で、コンピューターを使ってチェックができるようなシステム、電子入札でなくてもできるようなシステムにはなっていないのですね。

【入札監理課長】

残念ながら、現時点ではそうはなっておりません。

【伊藤委員長】

もう一つは、インプットする人が勘違いしたまま間違えてインプットしてしまったら、それは、ある意味では仕方がないということですね。650万円という見積書であるのに、65万円だと思いい込んで65万円と入れたら、そのまま通ってしまうわけですから、その辺も難しいところです。先程、入札参加資格制限の説明がありまして、工事関係者の事故が非常に多いわけです。それと同じようにこういった県の内部的な事務のミスも多い。これは、いろいろ忙しくて、皆、大変な状況で、このようなことが起こっているとは思いますが、人の命であるとか、人命に関わる安全管理の問題であるとか、お金に関することは非常に重要な部分ですので、忙しいのは重々理解はできますけれども、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次は、審議事項「抽出案件について」です。

まず、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いしたいと思いますが、抽出委員のうち田崎委員におかれましては御欠席ですので、その部分については事務局から説明願います。

それでは、齋藤委員、事務局の順番で説明をお願いします。

**【齋藤委員】**

私が抽出させていただきましたものは、整理番号1番と7番と12番でございます。

整理番号1は、公共災害復旧工事（都市排水施設）ということで、かなり喫緊性が高いものではないかと思えます。なおかつ金額的にも非常に大きなものです。不調の形態のところは、他の公共災害復旧工事は応札者なしが大変多いのですけれども、これは予定価格超過ということになっております。そのような理由から抽出いたしました。

整理番号7は、警察本部の発注で、交通信号機の設置ということです。交通信号機が設置されなければ大変困ることだろうと思うのですけれども、不調の形態が無効ということが、どのようなことだったのかということが一つ。契約日と契約額が、ここだけ2行になっておりますので、これについても伺いたいと思いました。

整理番号12は、方部で申しますと会津若松の工事です。浜通りがこういう状況なのは良く分かりますが、会津若松でも応札者がいないような状況なのだろうか、ということがございまして抽出させていただきました。以上でございます。

**【伊藤委員長】**

続きまして、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、事務局で抽出理由を代わりに御説明させていただきます。

まず、整理番号7でございますが、応札者9者のうち6者が最低制限価格を下回り失格となった点であり、採算が取れないという理由から応札者がいない場合が多い中、最低制限価格を6者も下回ったのはなぜか伺いたいということで抽出されております。

続きまして、整理番号8でございますが、最初の入札で技術者が確保できない等の理由で不調になりまして、次に近接工事と合冊して発注金額も大きくなったにもかかわらず不調になったのは、どのような理由が考えられるのか。また、その後、随意契約で契約になったようであるが、今回の工事内容は特殊だったのかどうか、ということで抽出されております。

続きまして、整理番号12でございますが、フレックス工事とする場合には、どのような条件があるのか。また、着工猶予期間には限度や制限があるのか、ということで抽出されております。

最後に、整理番号13、14、15でございますが、入札不調となった3つの工事を合冊の上、再度見積合わせを行ったとありますが、施工箇所が点在する工事のようであったので、その点についても、もっと詳しく知りたいということで抽出されております。以上でございます。

**【伊藤委員長】**

それでは、1番目、いわき建設事務所の案件について、説明をお願いします。

**【いわき建設事務所主幹兼復旧・復興部長】**

（資料5により説明）

**【伊藤委員長】**

ただいま説明のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

**【安齋委員】**

質問を2つさせていただきます。1回目に応札したのが10者で、2回目が9者です。これを見ると、田畑建設が2回目には応札していないのですけれども、何か理由は聞いていますか。それから、2回目の応札は4箇所を合冊してやったというのですが、金額があまり増えていないようです。何か合冊した意味がピンと来ないのですが、その辺を説明してください。

【伊藤委員長】

2つ目の御質問は、そうではなくて、最初から4つ合冊です。「その後の対応」のところを見ていただきたいのですけれども、当初の見積合わせから査定箇所4箇所を合冊しているのです。2回目だから合冊ではなくて、最初からまとめてやりましたということです。2回目の見積合わせは、設計内容の見直しということで再度お願いしたということです。最初の質問について、説明をお願いします。

【いわき建設事務所主幹兼復旧・復興部長】

1回目の見積合わせが10者、2回目の見積合わせが9者ということについての御質問だと思いますが、地元から10者選定しまして、そのうちの1回目の見積合わせで1者が辞退しております。それが田畑建設です。1回目から辞退したということは、技術者、作業員等の確保が困難であろうと判断しまして、2回目の見積合わせからは、この1者を除きまして、残り9者で設計の見直しをした2回目の見積合わせを行ったということでございます。

【安齋委員】

1回目も辞退したのですか。

【いわき建設事務所主幹兼復旧・復興部長】

1回目も辞退しております。

【伊藤委員長】

実際には9者しか見積合わせに来なかった。

【安齋委員】

私は10者が応札して2回目は9者になったと思ったのですが、違うのですか。

【伊藤委員長】

応札したのは、最初から1回目も9者で、2回目も9者ということです。

【いわき建設事務所主幹兼復旧・復興部長】

先程、4箇所を合冊というお話があったのですが、実は災害査定の場合には100m以上離れた箇所については、災害の査定申請をするときには別箇所として扱いますので、4件は100m以上離れた箇所が各々被災しており、ただ新舞子ビーチとしての海浜公園としては一体のものですから、その4つを合冊して発注したということでございます。以上です。

【伊藤委員長】

予算をもらう際には別々の工事として申請しなくてはならないけれども、実は同じ一体としての工事だということですね。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、続きまして、2番目、警察本部会計課の案件について、説明をお願いします。

【警察本部会計課入札補佐】

(資料5により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

**【齋藤委員】**

2番の入札不調の下から2行目で、1000円以上の違算があり無効となったため不調となったとありますが、この1000円というのは間違いなく1000円以上なのでしょうか。先程の積算のところで、650万円を65万円と間違えて認めてしまったということにしては、1000円以上の違算というのは余りにも乖離しているものですから、この1000円以上というのは正しいのですか。

**【入札監理課長】**

先程、県の工事の競争入札心得の規定に則って無効としたということではありますが、具体的に言いますと、見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差、いわゆる違算の金額が、入札金額が1000万円以下であるときは1000円未満、入札金額が1000万円を超えるときは当該金額の1万分の1未満であれば、その違算は無効とまではしないのですが、それを超える場合については金額の乖離が大きいですから無効扱いにするということなので、違算の金額が入札金額の1万分の1以上である場合については無効扱いにしているということでございます。その金額を計算すると、このケースにおいては1000円であったということでございます。

**【伊藤委員長】**

他いかがでしょうか。

それでは、続きまして、3番目、県北農林事務所の案件について、説明をお願いします。

**【県北農林事務所農村整備部長】**

(資料5により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま説明のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

なかなか複雑です。条件付一般競争入札でやって、アンケート調査をして、随意契約にして、それでも駄目で合冊して条件付一般競争入札にして、それでも駄目で随意契約にした。4回目ですとということですか。

資料の9ページが最後の随意契約で契約が決まった資料です。それでも9者のうち4者は辞退しているということですか。

御質問いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、4番目、会津若松建設事務所の案件について、説明をお願いします。

**【会津若松建設事務所主幹兼事業部長】**

(資料5により説明)

**【伊藤委員長】**

ただいま説明のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

**【伊藤委員長】**

田崎委員からの抽出理由の説明にもありましたけれども、フレックス工事ができる条件は、どのように決まっているのでしょうか。

**【技術管理課長】**

まず、フレックス工事は、発注者が発注して90日間の間に着工するということを決めまして、それが年度内に終わるという条件がございます。どんな工事ができるかということ、緊急を要しないものとか、ある程度期間をもって工事ができるものとか、そういうものをフレックス工事で、業者

が自由に工期を設定してできるというようなことを選んでやっております。

【伊藤委員長】

最初からこの工事はフレックスということで入札が行われるわけですか。

【技術管理課長】

最初からこの工事はフレックス工事ですということを（閲覧に供する）金抜き設計書に明記しまして、それを実施するというごさいます。

【伊藤委員長】

これは、元々はフレックスではなかったのだけれども、フレックスということにして契約できたという事案ですね。

【会津若松建設事務所主幹兼事業部長】

第1回目はフレックス工事ではなくて、通常の入札方式で出したところ、1者応札者が失格になってしまって契約できなかったということで、その後、1者応札の理由を聞いたところ、先程も申しましたように、技術者がいないということで、工期が取れるような設定の仕方をしてフレックス工事として発注をした結果、契約ができたということごさいます。

【伊藤委員長】

因みに、フレックス工事という形での入札は、大体どのぐらいあるのですか。これは、そもそも非常にレアなケースなのですか。

【技術管理課長】

平成24年度に関しましては、今のところ、5件ほどフレックス工事で行っております。

【伊藤委員長】

もう少しこれを活用できる余地はあるわけですね。

【技術管理課長】

先程も申しましたように、緊急を要するものとか、その辺は実施は難しいということです。あと、本制度になじまないということでペーパーがあります。土木部の工事はやっておりますが、他部局から受託工事ということで、例えば、教育庁から受託しているものとか、その辺はフレックスを実施しておりません。それから、竣工または供用開始日が定められている工事で、どうしても開通式があつてそこまでに仕上げなくてはならないとか、そういうものがあつたりしたときにはフレックスをやっていないという状況ごさいます。

【伊藤委員長】

不調に終わるよりは、最初からフレックスにして受注された方が早く工事が終わるということもあり得ますよね。

御質問いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、5番目、相双建設事務所の案件について、説明をお願いします。

【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】

（資料5により説明）

【伊藤委員長】

ただいま説明のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

【齋藤委員】

一応、これで成約になったので、結果的には解決したとお考えでしょうか。それとも、5つの案件のうち2番を除いては全部、他の災害復旧工事対応のために技術者や作業員の確保が困難である

ということと、採算が取れないというのは言われているわけです。ですから、この5件は成約にはなったけれども、解決ではなくて、仕方がなくてそうなった。まだ本来の問題というのは埋もれたままになっているのではないかという気がしてなりません、それはどのようにお考えでしょうか。

**【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】**

相双地方におきましては、災害箇所は相当増えております。今回、小規模な工事、500万以下の工事を単独で発注したわけですが、当初の考えとしましては、地元の業者は仕事がないのかなという感じで、地元の小規模な業者を指名して見積合わせを行ったところでも、発注してみますと、市町村の小さい工事等々も既に受注しているということで、手持ち工事が相当あって、技術者をはりつけることができないということでございました。これも含めて、合冊することにより規模を大きくして、技術者を一人配置できるようにしたということでございますので、今後、こういう形での発注が多くなってくるとはならないかと当事務所では考えてございます。

**【伊藤委員長】**

最初から合冊して、なるべくロットを大きくしてやれば良いではないかということも考えられるのですけれども、そうすると要件が厳しくなって、零細なところが入れないというような痛し痒しの問題があるわけです。

**【菅野委員】**

今回の件の施工箇所の点在具合は、どのぐらい離れているかということと、それによって、工事積算方法の試行工事をどのように実施したのかということ、具体的に御説明いただくと助かります。

**【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】**

施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事として発注しておりますが、それは、今回の工事が整理番号13と14が同じ路線で、2箇所の工事の間が800mほど離れてございます。整理番号14と15の路線名は違うのですが、同じ町内で施工箇所の離れが200mということです。若干1km以上の施工箇所はありますので、トータル13と15は1km離れております。同じ町内であるということで、施工箇所が点在していて、同じ施工管理ができるということが一つありまして、積算方法につきましては、点在している箇所ごとに現場管理費を計上し、現場管理費、共通仮設費は各々現場ごとに積算してございます。一般管理費については、会社が一社で管理できるということで、それはトータルのお金を対象として一般管理費を積み上げて積算をしてございます。当初発注から3つを合冊して発注すればという考えもあったのですが、業者との意見交換の中で、当初この点在する積算試行工事になっておりませんでしたので、合冊することによって、諸経費が全て調整されてしまって儲けになる部分がなくなってしまうという御意見もあって、当時、最初の発注段階では合冊工事をしていなかったということがあります。

**【伊藤委員長】**

他いかがでしょうか。

質問がないようでしたら、今までの抽出案件に関する意見交換に移りたいと思います。どなたか発言される方は、いらっしゃいますでしょうか。

**【安齋委員】**

5番の説明の中で担当者が失言したようですので、注意をします。業者を指名したという言葉を使っていますけれども、福島県は指名を廃止しており禁句になっていますので、御注意ください。今のところ、制度としては禁句ですので、絶対使わないでください。やるときは「お願いした」と

いう形でやってください。用語は厳重にお願いいたします。

【相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長】

すいませんでした。

【安齋委員】

芳賀委員にお聞きしますけれども、昔の指名のときには断ることができませんでした。辞退すると、ペナルティが来て、次の指名に参加できないという形でペナルティがあったので、怖くてしぶしぶ参加したという実態があるのですが、変わった随契を福島県はとっているのですけれども、現在の随契になってからは辞退が自由です。特にペナルティが業者に来た、あるいは縛りが来たという話は聞いているのでしょうか、ないでしょうか。

【芳賀委員】

ありません。

【安齋委員】

ないですね。結構な時代になっています。イーブンの関係というか、対等な時代になっていますので、昔みたいに発注してやる、あるいは指名してやるという態度ではなくて、あくまでも業者をお願いするという形になって、世の中全く変わっていますので、辞退も自由です。だから、逆に、発注する方は、辞退が増えると、いろいろな手を使って何とか成約に持ち込むような、いろいろなフレックスを利用したり、合冊を利用したりするという形になっていますので、そういう意味では非常に正常な時代になったのかなという感じは持っております。以上です。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで審議事項「抽出案件について」は終了いたします。

今から5分間休憩を取ります。15時30分頃から再開いたします。

---

(休憩)

---

【伊藤委員長】

再開します。

次に、「各委員の意見交換」に移ります。

どなたか発言される方は、いらっしゃいますでしょうか。

【齋藤委員】

先程の質問に戻るようなのですけれども、他の災害復旧工事対応のために技術者、作業員の確保が困難であり、採算性が低くて、この工事を敬遠したということですが、これが、最大公約数的に一番大きな問題なのだろうと思います。フレックス工事の適用ですとか、工事現場の距離が何百mという単位で技術者の掛け持ちの規制を緩和するとか、採算性が低いものを合冊工事とするということが抜本的な解決になっていくのだろうかということが、やはり疑問です。今度、安倍政権で、更に財政出動と公共工事が拡大されようとしているわけですが、この問題を解決しないと、福島の公共事業、復興がますます遅れるであろうという危惧があります。それに対して、それぞれ9つの入札案件を云々するという以前に、それを通底するような、もっと基本的なものの転換というのは、

この委員会の考えることではないのか。根っこの部分で、幹の部分を変えないで、枝葉末節の方をやって、あまり効果はないように思うのですけれども、この委員会としては、どのように考えていけば良いことなのでしょう。

**【伊藤委員長】**

それは、私に対する御質問なのか良く分からないですけれども、何れにしても、こういう委員会は公平・公正な透明性の高い競争を確保するための入札制度、あるいは入札について考えるということであって、ある意味異常事態として今回の震災問題で不調という問題が持ち上がって来たわけです。これは、基本的には別の問題なのです。不調問題にどのように対応して不調を少なくするかというのは、厳密に言えば、この委員会の守備範囲ではないと私は思っています。ただ、入札制度、あるいはその運用と不調というのは、非常に密接な関係を持っているということも事実です。このような状況の下で、何らかの形で公正・公平な競争を保ちつつ、いかに不調をなくしていけるか、というのは、我々が考える事項でもあるのかなというのが私の認識なのですけれども、事務局の方の認識はどうですか。

**【入札監理課長】**

事務局としまして、委員長と同様な認識でございます。基本的に、先程、齋藤委員から御指摘ありました技術者等の確保対策にせよ、後は予定価格、いわゆる設計労務単価の高騰によりまして実勢価格との乖離が発生していること等によって、主に入札不調が発生しているという原因分析を踏まえ、そういった要因自体が入札制度そのものに由来して発生しているとは言えないことから、技術者等の確保対策も含めまして当委員会の所管事項、エリアを超える大きな課題であると認識しております。ただ、先程、委員長から御指摘ありましたとおり、不調が発生することによりまして、発注しても工事が前に進まないという実態もございますので、いかに発注機関と連携しながら各種不調対策を講じることによって、不調を減じ、本県の復旧・復興が前に進んでいけるか、そういう環境を作り出すために当入札制度等監視委員会の皆様の御意見をいただきながら入札制度の中で改善すべき事項があれば、速やかに対応していく。そういった部分も含めて御検証いただくために、先程議論いただきました抽出案件につきましても、入札不調となった案件で発注ロットの拡大等により契約に至った案件というテーマを、委員の皆様のご同意の下に設定していただきまして、齋藤委員、田崎委員から抽出いただいた案件を御審議いただいたところです。5件の案件を御覧になってお分かりのとおり、発注機関としても各種不調対策を駆使しながらいかに契約に至るために工夫しているかという実態がクローズアップできたのかなという思いもあります。今回抽出いただいた案件は、ロットの拡大、フレックス工事の採用、更には工事内容の見直しにより、応札されなかった業者へのアンケート結果も踏まえながら、具体的に対応可能な部分を様々に駆使して対応したということが実証できたかと思っております。そういった議論の中で、課題を検証しつつ制度改善に繋がっていければという思いで御議論いただいていると思っておりますので、結論から言いますと、技術者等の確保対策については、当委員会の所管エリア外というか、それ以上の大きな課題であると認識しています。

**【伊藤委員長】**

アベノミクスでまた公共工事が増えるという話もあって、同じような状況が今後続き得るのですけれども、先程の齋藤委員の話をもう少し進めて考えると、当委員会は、入札制度に関することについては不調対策ができるかも知れないけれども、実はそれ以外の要因の方がもっと大きいわけです。それでは、県で不調対策としてどこかの機関がきっちり対応しているのか、あるいはこれから



しようとしているのか、その辺を教えてください。

【建設産業室長】

先程事務局から説明がありましたけれども、不調対策として、福島県建設工事復旧・復興連絡協議会が、県、市町村の発注機関と建設産業の団体で構成されております。この協議会は、平成23年12月に立ち上げて、いろいろ意見をいただき、県でできるもの、それぞれの事務所でできるもの、制度的なもので国に要望するものに整理しました。国に要望するものについては要望して改善され実施されて来ております。先程来問題になっております労務費の問題については、県から国に要望をあげまして、国がそれを採用してくれたということで、2月、6月に見直しを実施されています。技術者の問題ですが、主任技術者については、2500万円以上の工事に専任ではりつかなくてはならないと建設業法に定められていますけれども、5km以内の同様の工事であれば2件までは緩和を実施して来ております。資機材の調達についてですが、コンクリートが不足している問題については、この協議会に資材専門部会を建設事務所単位で設けまして、利用状況の今後の見通しとか、手配の状況を協議させてもらいながら、お互いの共通認識の下に、円滑な施工確保が図れるように、意見を集約しながらやって来ているという状況です。国でも、いろいろ施策を打ち出して来ておりますけれども、その施策も被災三県で協調しながら国に要望した結果として出されて来ている部分が多いということです。ただ、要望している中で、主任技術者の専任の要件である2500万円を1億円程度に上げていただければ、技術者の持てる範囲が広がるのですが、安全管理や品質管理の問題もありまして議論になっているという状況ですが、引き続き国に要望しております。意見を基に要望や対策の方向性を定めながら進めているという状況でございます。

【伊藤委員長】

連絡協議会は、いつできたのですか。

【建設産業室長】

平成23年12月に立ち上げております。

【伊藤委員長】

齋藤委員、いかがでしょうか。

【齋藤委員】

この委員会の他に、どのような関連の委員会や審議会があるのか、そのリストをいただくことはできないのでしょうか。それが、どのような目的の下に設置されて、どのような内容で今審議がなされているというようなことも書いていただければ、ありがたいと思います。

【入札監理課長】

県で設置している各種審議会等とその具体的な役割、審議対象事項等を整理して、後程、お示ししたいと思います。

【伊藤委員長】

業務委託は不調が非常に少ないですが、実際の工事はかなり多い。この辺の違いの原因がお分かりでしたら教えていただきたい。業務委託は、測量であるとか、設計であるとか、そういう関係ですわね。

【入札監理課長】

業務委託において不調の発生率が低いという状況については、前回、第39回の当監視委員会における建設関係団体からの御意見・要望を承ったときに、土木建築調査設計団体協議会から、東日本大震災の影響についてということで、これまで測量等業務委託では公共事業に対する使命感・責

任感により入札不調はあまり多くはありませんという御意見をいただいております。土木建築調査設計団体協議会の認識として、まず設計等の業務委託を受注しないことには、その先の工事という段階に進むことすらできないので、その部分については、他県からの応援も含めて助力をいただくことによって、何とかカバーするような責任感の下に対応している、というような御発言があったと記憶しておりますので、目一杯に御対応いただいている結果なのかと私は思ってございました。

【伊藤委員長】

逆に言えば、ということも成り立つわけで、なかなか難しい考えですけれども。応援態勢が実際の工事よりは、そういう業界の方がしやすいということなのですかね。

【芳賀委員】

建設産業団体連合会としまして、技術者であるとか技能者であるとか、そういったボリュームの調査をして状況を見ますと、地元の中小ゼネコンの団体である建設業協会、あるいはコンサルティングする測量設計の協会を見ますと、平成23年度の段階で、前年度比、技術者の数が企業1社当たり2名ぐらいの減になっています。また、測量業務は減になっていないのです。専門団体、例えば、空衛協であるとか、総合設備関係は減っていないのだけれども、建設業を行うところは減っている。これの原因というのは、もう既に御承知のとおり、建設投資が激減したということで、先が読めない。それが全て企業のスリム化に繋がっていき、一度離れていったものがもう戻って来ないという状況ではないかと思っています。それでは、技術者確保、あるいは作業員確保をどうするのだと。例えば、東北全体を見ますと、仄聞するのには、山形県と秋田県は、宮城県の方に流れていると聞いています。福島県は、どのように手を打てば作業員等を確保できるのだというのと、関東圏等から持って来るほかない。しかし、現行の設計積算のシステム、例えば、労務賃金であれば、福島県の単価と関東単価は明らかに違います。そういった中で、県、国の考え方は、設計単価が上がっていてインフレ条項を適用するならしますよ、あるいは後追いだけれども実態を捉まえて上がっていれば上がりますよ、という考え方がベースです。ところが、企業というのは、それぞれ聞いてみますと、今支払ったものが完全な形で戻って来ない限りは、担保されない限りは取り組めない。つまり、群馬県の企業から、そっくり、例えば技術者等も含めてお借りする。賃金はこうだと出された見積分が、きちっと実態として反映できるような積算であれば流れてくるということもありでしょうけれども、そのようなこと等も聞いております。設計積算等の場合に、現在置かれている福島県の震災・原発という中での対応を、既成の制度の中で何とかしようと言っても、それは小手先だけにならざるを得ない。ある意味政治的な解決等も強く望まれるのではないだろうかと思っています。これから工事が本格化してくると、更にこのことは続くのではないかと思っています。以上です。

【伊藤委員長】

どんなに公共事業を増やしても、やってくれる業者がいなければ執行はできないわけですからね。その辺も含めて政府に対応していただきたいという感じなのですからね。

他いかがでしょうか。

【安齋委員】

前回の業界の聴取のときに一番問題になったのは、資材のフォローアップというか、それは毎月やっているから制度としては十分です。ただ、業界からすればまだまだ足りないという意見はあるのですけれども、一応、制度としては毎月見直しをやっている。問題なのは労務費。前は年に1回しかやっていませんでした。それが、このインフレでどんどん上がっていますが、ただ対応として

は、今、年に2回くらいしかやっていません。業界としては、現状に合わせて、もっと頻繁に改定して欲しいということですよ。

**【芳賀委員】**

実態調査が後払いされた賃金で決められるということに、まず問題があるでしょう。実態というのは、例えば、見積をとったときに、その金額が実態に当然なり得る。しかし、それが公共事業の中で確実に負担ということで担保されるものではないという怖さ、そういったものも多分にある。

**【安齋委員】**

それも含めて検討して、一応、国の方には要請はしてあるのですよね。しているけれども、国として、まだなかなか対応がスムーズにっていないということですよ。年に2回までは直したと。

**【技術管理課長】**

労務費に関しては、労務費調査を国と県が一緒になってやっておりますが、それにつきましては、今、6月に1回改定がありまして、その後、3か月ごとの見直しをすると国から話が示されておりまして、9月と12月があったわけですが、設計労務単価と実勢単価に乖離がなかったということで見直しが見送られたという状況です。なぜかと申しますと、予定価格を積算するための単価につきましては、予算決算会計法がございまして、その中で実勢価格を反映したものでやるという法律がありまして、そういうものを改正しないと、なかなか政策的なものが難しいのかなという感じがございます。単価につきましては、実勢価格に応じた単価ということで国には要望はしております。以上です。

**【安齋委員】**

県の方は、今のようにちゃんとやっていると言うのだけれども、実際に、業界の方としては、上がってない。業界としては、乖離が実際あるのでしょうか。認識が違う。

**【芳賀委員】**

乖離をどう捉えるかということだと思います。つまり、現実に支払っているものを設計として決めれば乖離はないという見方をするのか。それとも、足りないからこれだけのものを出さなくてはいけない。しかし、現実に出せない。だから、人を確保できないといったとき、確保するなら出すべき金を業界が支払えば良いという論理になっているのが、現在の会計法だということです。原発とか大震災というのは、まさに戦時下というか、そういった中にあるわけだから、これだけのお金を出せば確保できるというものは、一つの制度、システムの中だけで小手先をいじくって解決できるものではないような状況にあるということです。実態というものが見積で出て来てくれるものを見てもらえるような状況になれば、まさに変わった実態が出て来る。

**【伊藤委員長】**

話は尽きないのですけれども、入札制度あるいは入札制度の運用というレベルで、いかに不調を減らすということに対応できるのかという問題が、基本的には我々が与えられている課題だと認識しております。ただ、そうは言えども、これだけ不調が多く、20%という不調の数というのは、非常に異常な数字だと思いますので、県としましても、それを受け止めて、とにかく不調をいかに少なくするのか。安倍さんの政策によっては、今後、もっと不調が出てくる可能性が出て来ます。その辺をきっちり対応していただきたいというのが、当委員会として、守備範囲ではないですけれども、要望したい事項だと認識していただきたいと思います。

それでは、今の件以外に何かございましたら、お願いいたします。

**【安齋委員】**

私、遅れて来て申し訳なかったのですが、資料2に出ているように、最近いろいろな事故がありまして、その中で工事関係者の事故が増えています。協会の方に聞いてみると、人手が足りなくなって素人的な人を雇っている。その人たちの安全面で事故が起きて、受注者の責任なのか、下請の責任なのか、本人の不注意なのか、その辺が非常に微妙なところがありますが、県としては、結局、事故である以上は、発注者側の責任、安全対策が抜けているということです。事故が、最近やはり増えているのですか。この辺の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

昨年の秋以降、急激に事故の件数が増えてございます。今回報告している案件は、入札参加資格制限に該当したもののだけですので、該当していないものを含めると、この5倍程度発生しております。事故があったから全て制限をかけるということではなく、当事者に聞き取り等を行ってございまして、会社の安全管理をきちりとやっていて、個人の不注意で発生したものは、会社の責任を問うわけにはいきませんから、そういう案件については制限をかけてございません。以上でございます。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、最後のその他についてですけれども、委員の皆様から、何かございますか。

委員の皆様からなければ、事務局から何かございますか。

【入札監理課長】

(資料6及び資料7により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のありました件につきまして、質問等があればお願いいたします。

【伊藤委員長】

質問がないようでしたら、本日の議事につきましては、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(閉会)

以上をもちまして、「第40回福島県入札制度等監視委員会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。